

宇津ノ谷倶楽部規約

(名称)

第1条 この会は、宇津ノ谷倶楽部（以下「倶楽部」という。）という。

(目的)

第2条 倶楽部は、宇津ノ谷地区の皆様と連携し「まちなみ景観、歴史・文化遺産」を活かした活動をするため、必要な調査研究、情報の交換等を行い、各種の事業を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 倶楽部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 宇津ノ谷地域の歴史・文化の継承をサポートする事業の推進に関すること。
- (2) 宇津ノ谷地域のまちなみ景観、歴史・文化遺産を活かした事業の推進に関すること。
- (3) 宇津ノ谷地域の情報発信に関すること。
- (4) その他宇津ノ谷地域の賑わいの創出に必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 会員は、第2条の目的に賛同する団体等及び個人（以下「会員」という。）とする。

(組織)

第5条 倶楽部は、会員をもって組織する。

(役員)

第6条 倶楽部に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 10人以内
- (4) 監事 2人

2 役員は、会員のうちから総会において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、倶楽部を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 理事は、会長の指示を受け、会務の運営にあたる。
- 7 監事は、俱楽部の会計を監査する。

(顧問)

第7条 俱楽部を円滑に進めるために、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(アドバイザー)

第8条 俱楽部を円滑に進めるために、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者及び関係機関から会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、俱楽部の運営及び事業の実施に際し、助言を行うことができる。

(会議)

第9条 俱楽部の会議は、総会及び役員会とし、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

- 2 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の制定及び改廃
- (4) 会長が特に必要と認めた事項

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、総会付議事項の審議及び総会から委任された案件の処理にあたる。
- 3 役員会は、前項の職務のほか、会長が緊急を要すると認め召集したときは、総会に代わってその議決事項を議決することができる。この場合、会長は次の総会において、承認を受けるものとする。

(委員会)

第12条 第3条に規定する事業の具体的な企画及び運営を担当するために事業委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は会長が選任する。

- 3 委員長は、委員の中から会長が選任する。
- 4 委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(会費及び会計年度)

第13条 会員の会費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 団体等会員は、年額3,000円
- (2) 個人会員は、年額1,000円

2 俱楽部の経費は、会員の会費及びその他の収入をもって充てる。

3 俱楽部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 事務局は、静岡市駿河区丸子3丁目4番8号に置く。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、俱楽部の運営に関し必要な事項は、会長が、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年5月22日から施行する。